

# K2 サーバーplus-C レンタル利用規約

## 第1条(レンタル契約の定義)

本規約において使用する用語の意義は次の各号に定める通りとします。

- (1) 「ゼコー」とは株式会社ゼコーをいいます。
- (2) 「お客様」とはレンタル申込者をいいます。
- (3) 「レンタルサーバー」とは K2 サーバーplus-C をいいます。
- (4) 「上部タンク」とはレンタルサーバー上部に取り付ける開閉式のタンクのことをいいます。
- (5) 「内部タンク」とはレンタルサーバー内部に取り付ける使い捨て型のタンクのことをいいます。
- (6) 「専用フィルター」とはレンタルサーバーを使用する際に上部タンク内に取り付ける活性炭+中空糸フィルタのことをいいます

## 第2条(レンタル契約の条件)

レンタル契約の締結にあたっては、お客様が以下の条件についていずれも満たすこととします。

- (1) ゼコーが指定する日本国内発行のクレジットカードに加入しており、同クレジットカードによる決済代行サービスをレンタル料金の決済に使用すること。もしくは日本国内の銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合(以下これらを「金融機関」といいます。)に普通または当座預金口座を開設済みで、これらの金融機関の口座からの口座振替が利用できること。
- (2) 使用する水はゼコー指定の水(注.1)に限ること。
- (3) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会勢力又はその構成員(以下「反社会勢力」といいます)に、お客様(お客様が法人の場合、当該法人の役員・株主その他実質的に経営権を有する者を含む)が属しないこと。

## 第3条(レンタル契約の成立)

- (1) レンタル契約は、以下の手順をもって成立するものとします。
  - ①お客様が本規約内容を承諾、同意した上で「アビュアウォーターサーバー レンタル申込書」(以下「申込書」といいます。)を記入、郵送する。
  - ②申込書がゼコーに届き次第お客様へ内容確認の連絡を行う。
  - ③決済の確認が取れ次第、お客様の指定する場所へレンタルサーバーの発送を行う。このレンタルサーバーを発送した日を契約成立日とする。(以下「契約日」といいます。)
- (2) お客様はレンタルサーバーの引き渡しを受けた日より、本レンタル契約に従ってレンタルサーバーを使用することができます。

## 第4条(レンタル期間)

- (1) レンタル期間はサーバーの引き渡しを受けた日の翌月1日より開始します。(以下「レンタル開始月」といいます。)
- (2) お客様から解約の申し出がない限りレンタル契約は毎月自動更新されます。

## 第5条(レンタル料金)

- (1) レンタル料金はレンタル開始日より発生いたします。
- (2) 「契約日」～「レンタル開始月」間の料金については発生いたしません。
- (3) お客様はゼコーに対して、レンタル開始月からレンタル契約の終了日までレンタル料金を毎月支払うものとします。
- (4) 課金日については以下の通りとします。

課金日	
クレジットカード決済の場合	レンタル開始日より毎月1日
口座振替の場合	レンタル開始日より毎月10日
- (5) 月額レンタル料金について、以下の通りとします。

月額レンタル料金	税抜3,300円(税込3,630円)
----------	--------------------
- (6) 前項のレンタル料金は、1ヶ月単位で計算し、日割計算しません。
- (7) クレジットカードにてレンタル料金のお支払いができなかった場合、翌月の決済時に未納分を合算しお支払いいただくものとします。または、当月中にゼコーが指定する口座にレンタル料金の振り込みを依頼します。振込時に発生する振込手数料についてはお客様負担とします。レンタル料金のお支払いがいただけない場合、第11条10項または第14条に則り対応いたします。
- (8) 口座振替にてレンタル料金の支払いができなかった場合、当月中にゼコーが指定する口座にレンタル料金の振り込みを依頼します。振込時に発生する振込手数料についてはお客様負担とします。レンタル料金のお支払いがいただけない場合、第11条10項または第14条に則り対応いたします。
- (9) 消費税率の改定があった場合、当該税率に応じた価格改定を行います。

## 第6条(レンタル契約の終了)

- (1) お客様が諸般の事情でレンタル契約の解約をご希望される場合は、解約日の30日前までに下記番号までお電話にてご連絡ください。(以下「解約申請日」といいます。)レンタルサーバーがゼコーに返却されたことを確認した日をもって、レンタル契約の終了とします。(以下「解約日」とします。)ただし、未納のレンタル料金があった場合にはゼコーからお客様へ未納分のレンタル料金の請求書を送付します。お客様は請求書に記載されたレンタル料金を請求書受領後10日以内にゼコーが指定する口座へ振り込むものとします(請求書受領後10日以内にお振込みのない場合、受領後11日目から起算して完済まで未納額の14.6%の遅延損害金が生じます)。振込時に発生する振込手数料についてはお客様負担とします。

株式会社ゼコー：0120-38-1477(フリーダイヤル)
※受付時間 平日9:00~17:00

- (2) 解約日をもって課金処理を停止します。
- (3) 本レンタル契約は、いつでもゼコーからの解約ができるものとします。

## 第7条(レンタルサーバーの引き渡し)

ゼコーはレンタルサーバーをお客様の指定する住所に発送します。設置についてはお客様自身で行っていただくものとします。

## 第8条(遵守事項)

お客様はレンタルサーバーご利用にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) レンタルサーバーを取扱説明書に従って使用すること
- (2) レンタルサーバーにゼコー指定のボルト(注.2)または上部タンク以外の物を接続しないこと
- (3) レンタルサーバーにゼコー指定(注.1)以外の水を利用しないこと
- (4) 水道水を使用する際は必ず専用フィルターを使用すること
- (5) レンタルサーバーの転貸、占有者の変更、改造をしないこと
- (6) レンタルサーバーを善良な管理者の注意を持って使用、保管すること
- (7) 半年ごとに内部タンクを交換すること
- (8) 1年ごとに専用フィルターを交換すること

## 第9条(賠償責任)

- (1) お客様または使用者が第8条の遵守事項に反してレンタルサーバーを利用したことによる損害について、ゼコーはいかなる責任も負わないものとします。
- (2) お客様が第8条の事項を遵守したうえでレンタルサーバーを利用したことによる、お客様の責任によらない損害について、ゼコーはお客様に対しレンタル料金の1年分を上限として損害賠償金を支払うものとします。

上限金額	39,600円
------	---------

- (3) ゼコーの過失によらずレンタルサーバーを紛失・毀損した場合、お客様はゼコーに対しレンタル料金の1年分を上限として損害賠償金を支払うものとします。

上限金額	39,600円
------	---------

- (4) お客様が第9条3項を理由に解約をご希望される場合は、第10条2項に則り解約手数料を負担するものとします。

## 第10条(レンタルサーバーの返却)

- (1) お客様はゼコーに対して、解約その他の理由によりレンタル契約を終了する場合、ゼコーの指定する方法で返却するものとします。返却に伴う梱包その他作業はお客様自身で行うものとします。
- (2) お客様の都合によるレンタル開始月を含む18ヶ月目までのレンタル解約の場合、その期間に応じて以下の金額をお客様が負担するものとします。ただし、19ヶ月目以降の解約についてははからないものとします。

契約期間	解約手数料
レンタル開始月を含む6ヶ月目までの解約	22,000円
レンタル開始月を含む7ヶ月以上12ヶ月目までの解約	12,000円
レンタル開始月を含む13ヶ月以上18ヶ月目までの解約	8,000円
レンタル開始月を含む19ヶ月目以降の解約	解約手数料なし

- (3) クレジットカードにてレンタル料金をお支払いいただいていた場合、第10条2項について解約申請日に課金処理を行うものとします。ただし、未納の利用料金がある場合は第6条1項に則り対応いたします。
- (4) 口座振替にてレンタル料金をお支払いいただいていた場合、第10条2項について当月中にゼコーが指定する口座に振り込みを依頼します。振込時に発生する振込手数料についてはお客様負担とします。ただし、未納の利用料金がある場合は第6条1項に則り対応いたします。
- (5) 解約申請日から1ヶ月を経過してもレンタルサーバーが返却されない場合、お客様はゼコーに対し1ヶ月毎に以下の金額を損害金として支払うものとします。

金額	6,600円
----	--------

- (6) 解約申請日から3ヶ月を経過してもレンタルサーバーが返却されない場合、お客様はゼコーに対し、損害賠償として以下の金額を支払うものとします。

金額	39,600円
----	---------

## 第11条(保守サービス)

- (1) ゼコーはお客様に対して、レンタル期間中にお客様または使用者の責任によらない事由によりレンタルサーバーに性能的障害が発生した場合、ゼコーの選択により、無償にて修理または整備済のレンタルサーバーと取り替えを行います。
- (2) お客様または使用者の故意過失などによる場合は、有償にて修理またはレンタルサーバーの取り替えを行います。
- (3) 契約日より半年経過後に、ゼコーはお客様に対して1年分の内部タンク(2個入り)をお送りします(以降は初回内部タンク送付日より1年経過毎に1年分の内部タンクをお送りします)。
- (4) 契約日より1年経過毎に、ゼコーはお客様に対して専用フィルターをお送りします。
- (5) 内部タンク・専用フィルターについてはお客様自身で交換するものとします。
- (6) 内部タンク交換の対応をせずに、レンタルサーバーを長期間使用された際の衛生については清潔・安全な状態でのご利用が保証出来ません。半年以上使用した内部タンクによって発生した損害について、ゼコーは一切責任を負いかねます。
- (7) 専用フィルター交換の対応をせずに、レンタルサーバーを長期間使用された際の衛生については清潔・安全な状態でのご利用が保証できません。1年以上使用した専用フィルターによって発生した損害について、ゼコーは一切責任を負いかねます。
- (8) 上部タンクについては取扱説明書に従ってお客様自身で定期的に洗浄するものとします。
- (9) 上部タンクを洗浄せずに長期間使用された際の衛生については清潔・安全な状態でのご利用が保証できません。長期間洗浄されていない上部タンクによって発生した損害について、ゼコーは一切責任を負いかねます。
- (10) 当月のレンタル料金の支払いが出来ていない、もしくは前月までのレンタル料金に延滞がある場合は、内部タンクの送付サービスが実施できない場合がございますのでご注意ください。

## 第12条(個人情報の取扱い)

- (1) ゼコーは、以下の目的のためお客様の個人情報を取得し利用することがあります。
  - ①サービス等のお届け、レンタル料金の決済、お問い合わせへの対応、緊急時のご連絡および契約の維持・管理
  - ②ゼコーの商品やサービスのマーケティング、販売促進
- (2) ゼコーはレンタルサーバーの引き渡し、引取業務を外部業者に委託することがあります。
- (3) 本条の定めに加え、ゼコーはお客様の個人情報を法令及び各種ガイドラインに従って管理します。
- (4) 住所、氏名、決済を行うクレジットカード情報等、お申込み時の情報に変更が生じた場合は、内部タンク・専用フィルター送付サービスの不実施、月額料金の未決済につながりかねますので速やかにゼコーにご連絡ください。

## 第13条(規約の変更・承認)

- (1) ゼコーは必要に応じ、本規約を変更、追加することができます。
- (2) お客様に対して本規約変更の通知が送達された後、お客様から解約の申し出がない場合は、変更事項を承認したものとみなします。

## 第14条(契約解除条項)

- (1) ゼコーは以下の場合には、事前の通知なくお客様に対してレンタルサーバー返却の上、契約の解除を求めることができるものとします。
  - ①本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - ②レンタル料金を2回延滞し、かつ当社からの支払の督促に応じない場合
  - ③お客様が本契約第2条3項に定める反社会的勢力等に属し、又は関係を有することが判明した場合
  - ④その他、本サービスの利用が適当でないとして判断した場合
- (2) ゼコーは、本条に基づき当社が行った行為によりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第15条(管轄裁判所)

この契約に関する全ての係争についてはゼコーの本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とします。

(注.1) 水道水、「アビュア RO 水」、「ナチュラル・アビュア 阿蘇の水」、「ナチュラル・アビュア 富士山の天然水」、硬度 100mg/L 以下の飲料用ペットボトル水

(注.2) 「アビュア専用1 ガロンボトル (品番: BS-1B)」「アビュア専用3 ガロンボトル (品番: BL-3B)」「ナチュラル・アビュア 阿蘇の水」「ナチュラル・アビュア 富士山の天然水」のボトル